

外務省所管の工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領

(指名停止)

- 第1 外務省大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)は、有資格者(外務省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領(平成21年3月4日決定)第12第1項に規定する競争参加者名簿に記載された者をいう。以下同じ。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 会計課長は、前項の規定により指名停止を行う者に会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社及び子会社が存在する場合は、その親会社及び子会社に対しても同様の措置を行うことができるものとする。
- 3 会計課長は、前2項の規定のほか、第1項の規定による指名停止の効果を実効あるものとするため、必要と認めるときは、当該措置要件に関して相当の資本的又は人的関連が認められる者について、同様の措置を行うことができるものとする。
- 4 会計課長が指名停止を行ったときは、外務省所管の契約に関する事務取扱規程(昭和55年12月4日外務省訓令第9号)第2条第1項に規定する契約担当官等(以下「契約担当官等」という。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2 会計課長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 会計課長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 会計課長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。
- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- 二 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 会計課長は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 会計課長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。
- 5 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 会計課長は、指名停止期間が満了した有資格者について、別表第2第10号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 会計課長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第10号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は外務省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

二 別表第2第3号から第10号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

三 別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月を加算した期間。

五 外務省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により

逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月を加算した期間

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5 会計課長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 会計課長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6 会計課長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。

2 会計課長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が外務省の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ会計課長の承認を受けたときはこの限りではない。

2 会計課長は、前項の承認をしたときは、様式第4により外務大臣に報告するものとする。

（下請等の禁止）

第8 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当官等の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の

完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9 会計課長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5、様式第6又は様式第7により契約担当官等に通知するとともに、外務大臣に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 会計課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(他省庁への委任)

第11 他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

(準用規定)

第12 第1から第11までの規定は、外務省が発注する測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて準用する。

附則 この要領は、平成21年3月4日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 外務省の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 外務省所属の契約担当官等と締結した請負契約に係る工事（以下この表及び別表第2において「外務省発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、外務省発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 外務省発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせた、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 外務省発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が外務省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3ヶ月以上9ヶ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヶ月以上6ヶ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第10号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内
4 外務省発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内
5 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から1ヶ月以上9ヶ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては区域内の場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内
7 外務省発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売	逮捕又は公訴を知った

<p>入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき （第10号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9 外務省発注工事に 関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき （次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>10 外務省発注工事又は公共工事の入札及び契約の適正化 の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条 第1項に規定する特殊法人等で外務省の所管に係るもの の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき （当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号） の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事 告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは 使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が 刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者 である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った 日から 6ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>11 有資格者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規 定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である と認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>12 外務省発注工事に 関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方 として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方 として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等 が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、 又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告 され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認め られるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>